

# 重要事項説明書

# 訪問看護サービスの案内（医療保険利用）

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

## 1 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を「運営規定」に定め、訪問看護ステーションの看護師が療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

### (2) 運営方針

#### 訪問看護ステーションの理念

私たちは地域住民に信頼される 安心できる 親しまれる 訪問看護を目指します。

#### 基本方針

1. 利用者の人権を尊重し、個人の情報を保護します。
2. 安全管理を徹底し、利用者に満足される訪問看護を提供します。
3. 関係各所との連携を強化し、利用者のニーズに答えます。

訪問看護ステーションは社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けまた業務体制を整備してまいります。

## 2 事業者(法人)・訪問看護事業所の概要

法人	医療法人聖比留会
代表者名	浜辺 崇衣
所在地・連絡先	山口県今村北三丁目 7-18 (Tel.)0836-51-5111

### (1) 事業所名称 及び 事業者番号

事業所名称	医療法人 聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション
管理者氏名	林 明美（保健師・看護師）
介護保険事業者番号	3560290094
所在地・連絡先	〒755-0155 山口県宇部市今村北三丁目7番18号 電話：0836-52-7503 FAX :0836-52-7504

### (2) 事業の実施地域

宇部市(吉部、万倉、舟木、厚東、西宇部、厚南、黒石、原地区を除く)、山口市(阿知須、佐山及び嘉川地区に限る)区域とします。その他の地域に関してご相談ください

(3) サービス提供時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
休日	土曜日・日曜日 (医師の指示がある場合は除きます)
	年末・年始(12月30日、31日、1月1日、2日、3日)

\* 連絡時は事務所の電話番号 0836-52-7503におかけください。

別紙連絡方法について説明書を設けていますので、見えるところに貼っておいてください。

\* 24時間対応体制に同意の方は24時間対応をいたします。看護師の業務軽減に対応しています。  
(別紙説明書を参照してください)

\* 営業時間と営業時間外の訪問は料金が異なります。

土・日曜日の休日において、医師の指示が土・日曜日にあり営業時間内に訪問して看護を提供する場合は、定期訪問の対応となります。

(4) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(看護職員兼務)	保健師・看護師	1人		1人
看護職員	看護師	3人	1人	3.4人

3 訪問看護サービスの内容

- (1) 訪問看護が必要であるとかかりつけ医が認めた、要介護者や要支援者に対して、訪問看護師等が、居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
- (2) かかりつけ医の指示、利用者の希望、居宅サービス計画に沿った「訪問看護計画」を作成します。計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握(アセスメント)します。
- (3) 訪問看護計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した訪問看護計画は、利用者またはその家族に交付し、継続的に希望の確認や実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- (4) 利用者・家族等の状況を把握し、サービスの質の向上に努めます。

訪問看護では、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方に以下のサービスを提供します。

\* 小児・精神疾患は除きます。

- ・ 病状、障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア、看取り
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置

主治医の治療方針や、ケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養を支援します。

- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置ケア
- ・ 保険・福祉サービスなどの活用支援

#### 4 ご利用料金について

サービスを利用する場合は、利用料として料金が発生します。料金は利用ごとではなく月ごとにまとめてとなります。公費医療を受給されている方は利用料金の全額あるいは一部免除されます。

サービス内容				利用者負担額			
				10割	1割	2割	3割
基本料金	基本療養費Ⅰ	週3日まで	1回の訪問毎	5550	555	1110	1665
		週4日以降		6550	655	1310	1965
	基本療養費Ⅱ (同一建物に2人訪問(同日))	週3日まで		5550	555	1110	1665
		週4日以降		6550	655	1310	1965
	基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時		8500	850	1700	2550
	管理療養費	月の初日		7670	767	1534	2301
		月の2日目以降		3000	300	600	900

- (1) 基本療養費(週の訪問回数で異なります)、管理療養費、2024年診療報酬改定に伴い訪問看護ベースアップ評価料、医療 DX 情報活用加算、営業時間外の訪問は1回2200円の別途料金、24時間対応体制加算等が加わります。詳細は別紙の料金表で説明します。
- (2) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。  
これらの書類について内容に変更が生じた場合には必ずお知らせ下さい。
- (3) やむを得ず訪問看護の予定変更を希望される方には、なるべく前日までにご連絡をお願いいたします。  
当日及び連絡が無く訪問中止となった場合はキャンセル料が発生しますので連絡をお願いします。  
(詳細は別紙の料金表を参照してください)
- (4) 交通費は頂いていませんが、訪問車の駐車場所や方法についてご相談させていただきます。

#### 5 料金の支払い方法について

訪問看護の利用料の支払いは利用当月分を翌月10日以降に請求する方法となります。

お支払方法は、口座自動引き落とし(26日に前月分の引き落としとなります)、現金集金の中から、ご契約の際に確認いたします。

(口座自動引き落としの場合の手続きは事業所の方で代行できます。それらについて説明いたします)

#### 6 24時間対応体制について

- (1) 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡をし、適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 看護師等は緊急処置やケアを行った場合、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。
- (3) 営業時間外は事務所からの訪問ではなく、緊急対応看護師の自宅から訪問する場合があります。

緊急訪問時は到着時間を適時案内します。

(4)緊急時の対応は利用の同意の上でお願いします。

## 7 事故発生時の対応

- (1)家族や関係市町村へ速やかに連絡します。
- (2)賠償すべき事故の場合には、保険の活用などにより誠意を持って対応します。
- (3)事故発生原因を究明し、今後の再発防止策を講じます。

## 8 苦情のご相談 \*どのようなことでも申し出てください。迅速・適切・丁寧に対応いたします。

- (1)担当窓口(事業所) ①0836-52-7503 (担当者:林 明美)  
相談時間 当ステーションの営業日時に準じます。
- (2)苦情申し立て窓口 ②宇部市高齢者総合支援 0836-34-8302  
③山陽小野田市高齢福祉課 0836-82-1172  
④山口県国民健康保険団体連合会 083-995-1010

## 9 身体拘束等の禁止について

利用者に対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、内容、目的、拘束時間等を記録し、説明と経過記録、解除に向けた対応を行います。また事業所は身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 10 虐待防止について

- (1)ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2)従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じ、責任者の設置等の必要な体制整備を行います。(担当者 林 明美)
- (3)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 11 ハラスメントについて

事業者は適切なサービス提供を確保する観点からハラスメント防止のため必要な措置を講じます。

- (1)ハラスメントとは、叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す 等の行為をさします。
  - ・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為

- ・性的な嫌がらせや意に沿わない性的な誘いかけ
- (2) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
- (3) 契約を解除する場合、居宅サービス計画書を作成した介護支援事業者や指示書を交付した訪問指示医にその旨を連絡します。

## 12 秘密保持と個人情報の利用について

個人情報保護のため、個人情報保護法と医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドラインを遵守します。(詳細は別紙で説明しますので参照してください。)

- (1) 正当な理由が無い限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。
- (2) サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。

## 13 感染対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築するために次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症および災害に係る業務継続に関する指針と計画の整備をしています。
- (2) 研修を定期的に行います。(年1回以上)
- (3) 感染症や災害が生じた場合において迅速に行動できるように訓練を実施します。
- (4) 事業所の備品の衛生管理を行います。
- (5) 職員個人の健康管理を行います。

## 14 ご利用にあたってのお願い

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは次の通りです。

- (1) 担当の看護師はいますが、緊急時の対応をスムーズにおこなうため、担当以外の看護師も訪問させていただきます。ご了承願います。
- (2) ご利用者様が、訪問看護師等の交替を希望する場合は、できる限り対応させていただきますので、管理者までご相談下さい。
- (3) 訪問看護師等は年金などの金銭の取り扱い業務、銀行等での出入金振り込み等の代行は出来ないので、ご了承願います。また、金銭の貸し借りについては一切行いません。
- (4) 訪問看護師に対し、贈り物、飲食の提供はご遠慮させていただいております。
- (5) 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、出来る限り早めにまでご連絡をお願いいたします。
- (6) 利用者の利便向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点からケアプランや重要事項説明、個人情報共有の同意書等において押印欄を削除する見直しを行います。

2024年6月1日改定

医療法人聖比留会 西岐波セントヒル訪問看護ステーション  
健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

2024年6月1日～

サービス内容				利用料金 利用者負担額				
				10割	1割	2割	3割	
基本料金	基本療養費Ⅰ	週3日まで	1回の訪問毎	5550円	555円	1110円	1665円	
		週4日以降		6550円	655円	1310円	1965円	
	基本療養費Ⅱ (同一建物に2人訪問(同日))	週3日まで		5550円	555円	1110円	1665円	
		週4日以降		6550円	655円	1310円	1965円	
	基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時		8500円	850円	1700円	2550円	
	管理療養費	月の初日		7670円	767円	1534円	2301円	
月の2日目以降		3000円	300円	600円	900円			
加算料金	24時間対応体制加算 同意(有・無)		月1回	6800円	680円	1360円	2040円	
	特別管理加算	I		5000円	500円	1000円	1500円	
		II		2500円	250円	500円	750円	
	在宅患者連携指導加算 同意(有・無)			3000円	300円	600円	900円	
	訪問看護情報提供療養費 (同意必要)	1		1500円	150円	300円	450円	
		3		1500円	150円	300円	450円	
	医療DX情報活用加算 同意(有・無)			50円	5円	10円	15円	
	訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ□			780円	78円	156円	234円	
	長時間訪問加算			週1回	5200円	520円	1040円	1560円
	複数名訪問看護加算			週1回	4500円	450円	900円	1350円
	難病等複数回訪問加算	1日2回		1回につき	4500円	450円	900円	1350円
		1日3回以上			8000円	800円	1600円	2400円
	緊急時訪問看護加算	月14日目まで		1回につき	2650円	265円	530円	795円
		月15日目以降			2000円	200円	400円	600円
	夜間・早朝訪問看護加算			1回につき	2100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算				4200円	420円	840円	1260円
	退院時共同指導加算			退院時	8000円	800円	1600円	2400円
	退院時特別管理指導加算				2000円	200円	400円	600円
	退院時支援指導加算				6000円	600円	1200円	1800円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算			その他	2000円	200円	400円	600円
訪問看護 ターミナル療養費	1	25000円	2500円		5000円	7500円		
	2	10000円	1000円		2000円	3000円		

※各種健康保険、公費医療制度が適応されます。各種健康保険証・各種受給者証をご提示ください。

利用料金の負担割合は、医療保険証をご確認ください。

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

※料金の説明は裏面を参照してください。

《保険外サービスの料金》 自費のご利用になります。料金は税込表示です。		
サービス項目	料金(税込)	サービス内容・注意事項
営業時間外の訪問看護	2200	営業時間外に訪問した場合、上記の訪問料金に加算されます。
死亡時の看護	11000	お体をきれいにします。 ご利用は訪問看護サービスを利用の方に限ります。
キャンセル料		訪問看護サービスの利用を中止する場合にいただきます。 ※ご連絡時間で料金が変わります。
訪問利用日 前日まで	無料	サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡をお願いします。ただし、利用者様の容体の急変など緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。
訪問利用日 当日	2200	
訪問までに連絡がない場合	4400	
個人契約による訪問看護		保険外の訪問の場合に、いただきます 夜勤・早朝は、上記の金額に対して25%加算します。 深夜は、上記金額に対して50%加算します。
30分未満	4400	
30分以上60分未満	9350	
延長30分ごと	3300/30分	

※訪問看護サービスを受けるには主治医が作成する【訪問看護指示書】が、定期的(1~6か月)に必要です。

指示書の費用は各医療機関でお支払いください。

※交通費は頂いておりません。

利用料金は利用された1か月分を翌月10日以降に請求させていただきます。

(補足)健康保険法に基づく訪問看護利用料金の説明

サービス内容		説明			
基本料金	基本療養費Ⅰ	週3日まで	1回の訪問毎	主治医から指示を受け、訪問看護を実施した際に算定されます。日曜日から土曜日の期間で4日目以上訪問した際、4日目以降は料金が異なります。訪問1回ごとに算定します。	
		週4日以降			
	基本療養費Ⅱ 同一建物に2人訪問(同日)	週3日まで			
		週4日以降			
基本療養費Ⅲ	入院中の利用者様が外泊されたときに訪問した場合に算定し、訪問看護を開始した月のみ算定します。				
管理療養費	(二)月の初日	主治医との連携や訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に訪問1回ごとに算定します。その月の初日(1日目)、2日目以降で金額が異なります。			
	(1)2日目以降				
加算料金	24時間対応体制加算		月1回	訪問看護に関する緊急の連絡や相談にいつでも応じ、必要時は緊急訪問する体制にしています。(緊急時対応と看護業務の負担軽減の取り組みをしています。)緊急時の連絡、相談、緊急訪問の利用に関し同意を得て月1回算定します。	
	特別管理加算	I		在悪性宅腫瘍患者指導管理受けている状態、留置カテーテル等を使用している場合などが対象で、毎月1回、算定します。	
		II		在宅酸素療法など各種在宅療養の指導を受けている場合、真皮を超える褥瘡の状態などが対象で毎月1回、算定します。	
	在宅患者連携指導加算			利用者様の診療情報を利用者様の同意を得て医療関係者に文書で共有し、対応した場合に月に1回算定します。	
	訪問看護情報提供療養費	1		市町村、保健所などに訪問看護に関する情報を提供した場合、月に1度のみ算定します。	
		3		入院時に医療機関へ情報を提供した場合、月に1度のみ算定します。	
	医療DX情報活用加算			関係医療機関との情報連携を促進することにより、質の高い看護を提供するため居宅同意取得しオンライン資格確認等システムを通じて電子処方システムや電子カルテ情報連携し、月1回算定します。	
	訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ			処遇改善評価料として、月1回算定します。	
	長時間訪問加算			週1回	1回の訪問時間が90分を超えた場合、週に1回のみ算定します。
	複数名訪問看護加算			週1回	必要のある利用者様に同時に複数の看護師による訪問を行った場合、利用者様に同意を得て週に1回のみ算定します。
	難病等複数回訪問加算	1日2回		1回につき	厚生労働省の定めた疾患や状態にある利用者さん、特別訪問看護指示書で訪問している利用者さんの場合、1日に2回、または3回以上の訪問をした場合に訪問1回ごとに算定します。
		1日3回以上			
	緊急時訪問看護加算	月14日目まで		1回につき	定期的な訪問以外で訪問を行った場合に訪問1回ごとに算定します。ます。月14日目までと月15日目までで利用料金料金が異なります。
		月15日目以降			
夜間・早朝訪問看護加算		1回につき	夜間帯の18時～22時、早朝時間帯の6時～8時に訪問した場合に1回ごとに算定します。		
深夜訪問看護加算		1回につき	深夜帯の22時～6時に訪問した場合に訪問1回ごとに算定します。		
退院時共同指導加算		退院時	入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院の医療者とともに指導をした場合、初回訪問時に算定します。		
退院時特別管理指導加算			特別管理加算を算定できる利用者さんの初回訪問時に算定します。		
退院時支援指導加算			退院当日に在宅療養に必要な指導やケアを行った場合の初回訪問時に算定します。		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		その他	利用者様の容態急変の際に、主治医の求めにより話し合いを行った場合に算定します。		
訪問看護ターミナル療養費	1		自宅、または看取り介護加算を算定していない利用者さんに、死亡日当日および亡くなりになる前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合は死亡月につき1回算定します。		
	2	看取り介護加算を算定している利用者さんに、死亡日当日および亡くなりになる前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合は死亡月につき1回算定します。			

## 医療の

《保険外サービスの料金》 自費のご利用になります。料金は税込表示です。

サービス項目	料金(税込)	サービス内容・注意事項
営業時間外の訪問看護	2200	営業時間外に訪問した場合、上記の訪問料金に加算されます。
死亡時の看護	11000	お体をきれいにします。 ご利用は訪問看護サービスを利用の方に限ります。
キャンセル料		訪問看護サービスの利用を中止する場合にいただきます。
訪問利用日 前日まで	無料	※ご連絡時間で料金が変わります。
訪問利用日 当日	2200	サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡をお願いします。ただし、利用者様の容体の急変など
訪問までに連絡がない場合	4400	緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。
個人契約による訪問看護		
30分未満	4400	保険外の訪問の場合に、いただきます
30分以上60分未満	9350	夜勤・早朝は、上記の金額に対して25%加算します。
延長30分ごと	3300/30分	深夜は、上記金額に対して50%加算します。

## 介護保険の

《保険外サービスの料金》 自費のご利用になります。料金は税込表示です。

サービス項目	料金(税込)	サービス内容・注意事項
死亡時の看護	11000	お体をきれいにします。 ご利用は訪問看護サービスを利用の方に限ります。
キャンセル料		訪問看護サービスの利用を中止する場合にいただきます。
訪問利用日 前日まで	無料	※ご連絡時間で料金が変わります。
訪問利用日 当日	2200	サービスの利用を中止する場合は、速やかにご連絡をお願いします。ただし、利用者様の容体の急変など
訪問までに連絡がない場合	4400	緊急時やむを得ない事情がある場合は不要です。
個人契約による訪問看護		
30分未満	4400	保険外の訪問の場合に、いただきます
30分以上60分未満	9350	夜勤・早朝は、上記の金額に対して25%加算します。
延長30分ごと	3300/30分	深夜は、上記金額に対して50%加算します。